

【重点分野－3】選択的夫婦別姓※の早期実現に向けた当面の取り組み

I. はじめに

連合は、以前より「政策・制度 要求と提言」および「重点政策」において、また、運動方針でも選択的夫婦別姓の早期導入を掲げ、取り組みを進めてきている。2015年12月に最高裁が夫婦同姓は合憲である旨の初の判断を示した際には、「残存する男女の不平等法制のは正がさらに遠のいたという点で極めて問題があり、誠に遺憾である」旨の談話も発出してきた。

2020年1月20日召集の第201通常国会における代表質問での経緯を含め、国民的な関心と議論が広がりつつあり、改めてこれを契機に、当面、以下の取り組みを進める。

なお、以降、国会審議等の状況に応じて、追加で方針を提起する。

※ 連合では、従来、法律（民法第750条　夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する）にもとづき「別氏」という表記を用いているが、広く世論喚起を行うため、取り組み展開にあたっては一般に定着している「別姓」という表記を用いることとする。

II. 選択的夫婦別姓をめぐる状況

1. 国連女性差別撤廃条約批准後に機運が高まるものの、課題は放置されたまま

日本は1985年に国連女性差別撤廃条約を批准し、その後、1991年に総理府（現内閣府）の婦人問題企画推進有識者会議が「新国内行動計画」を閣議に報告、法務省に対して、「男女平等の見地から、夫婦の氏や待婚期間のあり方を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行うこと」と提言した。

それを受け、法務省法制審議会で民法の見直しに向けた議論が進められ、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」が答申された。要綱で示された婚姻適齢や再婚禁止期間はその後に法改正が行われたものの、選択的夫婦別姓は未だに実現していない。日本は、夫婦同姓を法律で強制している唯一の国として、国連の女性差別撤廃委員会より繰り返し勧告を受けている。

2. 最高裁は夫婦同姓規定を合憲と判断、国会での議論を求めるも進展せず

最高裁は、2015年12月に夫婦同姓規定について合憲判断を示す一方で、制度のあり方は“国会で論じられ、判断されるべき”とした。しかし、政府は「旧姓の通称としての使用の拡大」を進めるばかりで、2018年6月にも野党が衆参に法案を提出するも与党が同意せず、審議入りできない状態が続いている。各地で夫婦別姓訴訟が起こされ、各地方議会でも意見書の採択が進むなど、法改正を求める動きはますます活発になっているが、肝心の国会での議論は深まらないまま今日に至っている。

3. 世論の動向と連合調査結果

今国会でも安倍首相は「国民の間に様々な意見があり、慎重な検討が必要」と述べるなど、政府は国内世論を理由に引き続き慎重な姿勢を示している。

しかし、内閣府の「家族の法制に関する世論調査（2018年2月公表）」では、

「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた人の割合が42.5%と、調査開始以来、最も高い結果となった。また、連合が2019年10月に全国の20～59歳の有職者1,000名を対象に実施し、11月に結果を公表した「社内ルールにおける男女差に関する調査2019」（以下、連合調査）でも、選択的夫婦別姓の導入に「賛成」は44.6%と「反対」の8.7%を大きく上回っている。

4. 姓を選択できず、変更せざるを得ないことによる困難さ

民法第750条では「夫又は妻の氏を称する」とされているが、姓を変更しているのは96%が女性である。実際に職場では、多くの女性が結婚により姓を変更せざるを得ないことにより、個人識別の煩雑化に関する不満や、実績評価などで不利益を被っているとの声が数多くある。連合調査では、入籍して姓を変えた人207名に「名字を変えたときに感じたこと」を聞いたところ、34.8%が「名前の変更手続きが面倒だった」、9.2%が「できれば変えたくなかったが仕方なかった」と答えている。

また、政府は住民票やマイナンバーカード、運転免許証と旧姓併記を認める対象を徐々に増やしているが、公文書などでは原則戸籍名しか認められない場合が多い。連合調査では、全回答者1,000名のうち、職場で「旧姓・通称の使用がともに認められている」と答えたのは36.3%で、認められている対象も「名札や名刺」が80.9%の一方、給与明細は31.6%にとどまる。

III. 連合の考え方

連合は、2020～2021年度運動方針において、重点分野3として「男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された『真の多様性』が根付く職場・社会の実現」を掲げ、多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会、相応しい制度の実現をめざしており、その一つが選択的夫婦別姓である。選択的夫婦別姓を導入しないことは、男女が対等ではない不平等な状態を放置することを意味し、また、多様性の尊重が叫ばれる中、個人の尊厳や人権に関わる由々しき問題である。

政府は女性の困難な実態を直視して抜本的な対策を進めるべきであり、国会は真摯かつ速やかに立法措置を講ずるべきである。

そのためには、民法改正に向けた政府・政党への働きかけとともに、職場における理解や世論喚起を含め、選択的夫婦別姓の導入に向けた社会全体の気運の醸成が必要である。

IV. 当面の取り組み

当面、連合本部を中心に以下の取り組みを進める。また、連合本部は、動向等について、適宜、@RENGOにて各構成組織・地方連合会に情報提供を行う。それを受け、各構成組織・地方連合会は、加盟組織・地域協議会と情報共有を行う。

1. 政府・政党への要請行動

「2020年度 連合の重点政策」に選択的夫婦別姓の早期導入を盛り込み、政府・政党への要請行動を行う。

2. 諸団体との連携強化

神津会長が呼びかけ人を務める「N P O 法人 mネット・民法改正情報ネットワーク（mネット）」をはじめとする諸団体との連携強化をはかる中で、世論喚起を行う。なお、mネットは 2020 年 2 月 27 日に「選択的夫婦別姓を求める院内集会」を予定しており、別紙要請を受けて連合として賛同を行う（費用は発生せず）。

3. 連合フォーラム議員との連携

連合フォーラム議員のうち、選択的夫婦別姓の導入に積極的に取り組んでいる議員と連携・相談の上、「政策勉強会」の立ち上げや、連合としての独自の集会や学習会の開催等について検討を進める。

V. 女性の再婚禁止期間の廃止に向けた取り組みとの連動

従前 6 カ月とされていた女性の再婚禁止期間については、2015 年 12 月の最高裁の判断で 100 日を超える部分が違憲とされたことを受けて、2016 年の民法改正により 100 日に短縮された。その上で、現在、法務省法制審議会民法（親子法制）部会では、嫡出推定制度の見直しとの関連で再婚禁止期間の廃止の是非についても議論が進められている。引き続き同部会での意見反映に努めつつ、選択的夫婦別姓の導入に向けた取り組みを展開する中で、再婚禁止期間の問題についても併せて世論喚起を行う。

以 上